## 1 評価項目、審査基準及び配点

評価項目		審査基準	審査基準のポイントや具体例等	配点
①事業の目的及び業務内容の理解度		<ul><li>・国や本市の動向を踏まえ、生活困窮世帯等の子育ての現状や課題及び生活困窮世帯等の子供の置かれた生活環境を十分に理解しているか。</li><li>・学習支援や生活支援に対する知識や考え方が十分にあると認められるか。</li></ul>	・生活困窮世帯の子供の課題や「貧困の連鎖」を防止するための必要な取組や支援を理解している。 ・必要な取組や支援を学習支援教室の場で具体的に実施していくための理念を持っている。	10
事業内容の具体性と妥当性	②学習支援教室の環境	・対象者が魅力を感じ、安心し、参加できる工夫がされているか。	・支援導入時や適宜、対象者の家庭環境・学習環境から課題を読み取り支援内容に反映することができる。 ・対象者の興味や関心に合わせた学習支援員を選定する等対象者と支援員とのマッチングに工夫がある。・学習支援教室に通うことを対象者が楽しく思える事業内容(行事の実施等)を提供できる。・学習支援教室が対象者を安心して受け入れてくれると感じる居場所としての雰囲気づくりも出来ている。	10
	③学習支援に関する内容	・対象者とその保護者に対し、自学自習への支援及び高等学校受験のための効果的な支援提供を行うにあたり、具体的にどのような工夫がされているか。	・学習習慣の乏しい対象者に対し、学習への意識づけを行い、学力を定着させるために有効な学習支援を 提供できる。 ・対象者へ自宅での学習を習慣づけさせる取組がある。	10
	④ 学習支援以外に関する支援 ⑤	・対象者やその保護者の抱えている課題(家庭内の問題や長期欠席者)に対して、有益と考えられる改善策を提示することや関係機関と連携し、支援していくことができるようになっているか。	・対象者やその保護者の抱えている課題(家庭内の問題や長期欠席者)について、適切な関係機関との連携や助言が行える。 ・関係機関と情報共有、連携しながら対象者やその保護者の支援を行える。 ・対象者が継続利用できる居場所としての役割がはたせるよう具体的な提案があるか。	5
		・学習支援教室の参加に長期欠席している対象者に対して、訪問等での促しや意欲喚起に向けた取 組が提案されているか。	・学習支援教室の参加に長期欠席している対象者に対し、訪問等での促しや意欲喚起に向けた取組がある。 ・対象者一人ひとりに合わせた学習支援計画書の作成、モニタリング等の管理ができる。	5
	⑥高校生への支援	・フォローアップ体制が充実した内容になっているか。	・学業や学校生活、卒業後の進路等に不安のある高校生の多様なニーズに対応できるための、情報、知識を持ち、具体的な支援体制ができているか。	5
	⑦進路相談、情報提供に関す る支援	<ul><li>対象者やその保護者に対しての進路相談、進学に関する情報提供を円滑に行える仕組みになっているか。</li></ul>	・高等学校の受験、オープンスクールや奨学金の情報提供が適宜行える仕組みになっている。 ・将来のキャリア形成を見据えた進路相談を行うことができる。 ・将来の目標を設定や高校卒業の目的や意義を示唆し、志望高校が選択できるような支援が行える。	5
	⑧その他のアピールポイント	・魅力的な提案内容になっているか。 ・仕様書の文言にない追加の提案がされており、内容が効果的、効率的で実現可能であるか。	・対象者への「寄り添い型」支援(対象者の話を聞き、対象者やその保護者と共に課題解決に向けた支援)として、他とは違う支援を行える。 ・学習支援の中で、対象者への社会的自立を高めるための支援を行える。 ・時代の流れに応じたICT等の活用も検討しているか ・高校生等への相談支援は生活面が主になることから、カウンセリング的アプローチのできる人材を確保できるか。	5
事業の実施体制	⑨人員配置の妥当性	・実施内容や運営方法に沿った人員の確保や学習支援員が継続して参加できるよう工夫がされているか。	・学習支援員を継続して確保できる仕組みや取組(大学生や社会人のボランティア等の人材確保など)ができている。	5
	⑩従業員の質の向上のための 取組	・学習支援員の質の向上、個人情報保護、守秘義務及び事故対応等の必要な研修等が計画され、実 施可能か。	・学習支援員に対して業務上遵守すべき必要項目を網羅した研修計画が策定され実施できるか。 ・学習支援員のスキルが対象者の将来の進路についての相談等にも一定、助言できるレベルにある。	5
	<ul><li>①事故、非常災害時の取組及び苦情対応等の体制</li></ul>	・対象者の安全確保と事故・緊急時に適切に対応することができるか。 ・対象者及びその保護者等からの苦情、トラブル等について適切に対応することができるか。	・規定やマニュアルを作成している。 ・規定やマニュアルの内容に担当者の役割り等が明確にされており、現実に対応可能である。 ・苦情、トラブル、事故や緊急時にすぐに対応ができる。	5
	②個人情報保護及び守秘義務 について	・個人情報保護、守秘義務の正しい理解と適正な取扱いができるか。	・規定やマニュアルを作成している。 ・規定やマニュアルの内容に担当者の役割り等が明確にされており、現実に対応可能である。 ・個人情報漏洩防止のために必要な措置を講じている。	5
類似・関連業務の 実績	③自治体等における同種業務 の実績及び関係機関との連携 実績	・事業実施が十分見込まれる学習支援関連事業の実績がある。 ・行政機関(福祉・教育)との連携が円滑に行えるか。	・自治体等での学習支援教室等、類似事業の実績や実施内容。 ・市と必要な情報共有を行い連携を密にできる。 ・市の福祉担当者や、中学校のスクールソーシャルワーカー等との連携により、円滑な学習支援につながった実績(事例)があるか。	10
価格点	4. 見積金額	・配点(15点)×(業者最低見積金額÷業者見積金額) (小数点以下、切捨てとする。)		15
合計	·			100